

>>> リスク管理の取組み

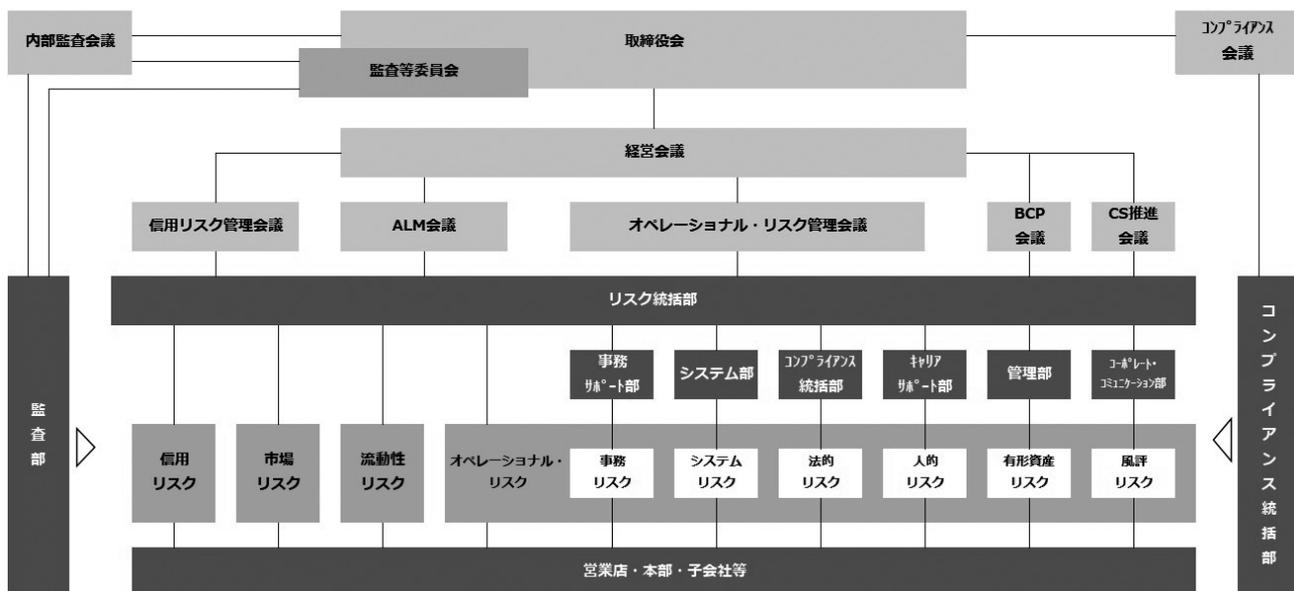
■ リスク管理体制

当金庫では、リスク管理規程及び各種リスク管理関連規定を定め、各リスクの管理部署及びリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備しております。

業務に付随する様々なリスクに対し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスク管理を行うことに加え、リスク管理統括部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理に関する事項を統括しております。また、リスク統括部は、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己資本の健全性を確認しております。

こうしたリスク管理の状況については、経営会議で検討を行い、取締役会に報告しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため、監査部はリスク管理態勢にかかる監査を行い、結果については内部監査会議、取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。



▼信用リスク管理

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、資産の自己査定を実施するとともに、信用格付制度を導入しています。信用格付制度では、中小企業の信用度を測るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

また、信用格付・業種・地域などの切り口で与信ポートフォリオを分析・評価し、債権の健全性確保に取り組むとともに、信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

審査体制面では、ファイナンス本部が、「事業性評価」に基づく適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営サポート部を設けて、積極的に取り組んでいます。

▼市場リスク管理

業務の目的やリスクの種類ごとに、市場リスクに配賦されたリスク資本枠の範囲内でリスク限度額を設定するとともに、ポジション額や評価損益額等にも限度額を設定し、これらを管理することで、市場リスク量を一定の範囲にコントロールしています。

▼流動性リスク管理

円貨・外貨の流動性リスクに係る各種限度額等を設定し、これらを管理している他、資金繰りの状況に応じて、「平常時」「懸念時」「危機時」の3区分を設定し、区分に応じた管理を行うとともに、「懸念時」「危機時」における具体的な対応策を定める等、流動性リスクを適切に管理しています。

▼オペレーショナル・リスク管理

商工中金では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法的リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの6つのサブリスクに区分して管理しています。

「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、リスク統括部が商工中金全体のオペレーショナル・リスクの統括管理を行っています。あわせて、サブリスクごとに管理する部署を定め、リスクの特性に応じた管理を行っています。リスク管理にあたっては、リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）を導入し、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに、自ら内在するリスクを把握・評価したうえで、その評価に基づき改善する取組みを行っています。

また、オペレーショナル・リスク管理会議において、オペレーショナル・リスクに関する事項や、同リスクの把握および削減に向けた対応等について審議を行っています。

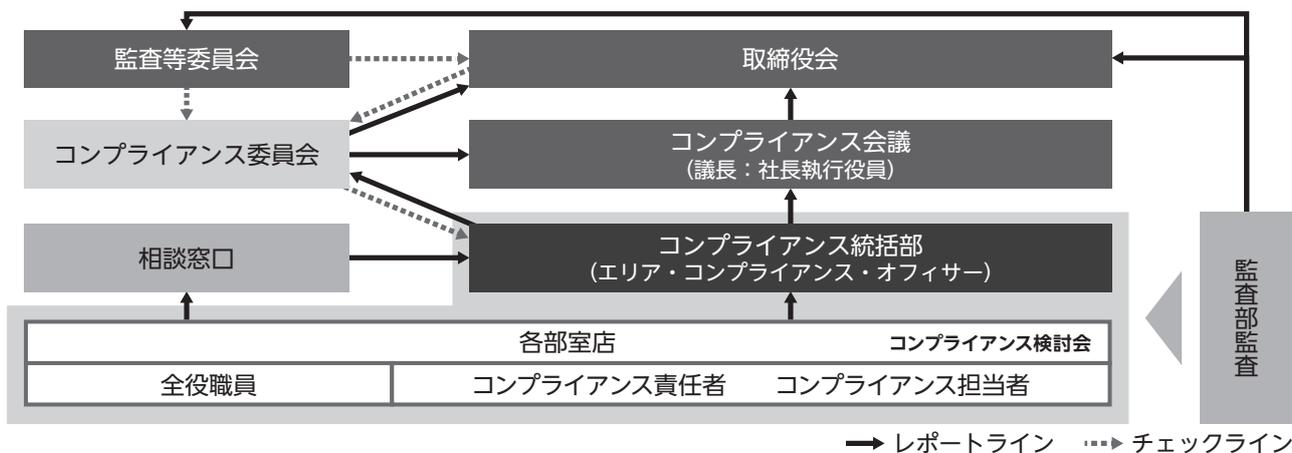
>>> コンプライアンスの取組み

商工中金では、コンプライアンスの徹底を重点課題と位置付け、業務に関する様々なルール、社会的規範を遵守することはもちろん、説明責任を全うする観点からディスクロージャーに努め、透明性の高い業務運営を行っています。

■ コンプライアンスの重要性の周知徹底

商工中金では、グループ役職員が遵守すべき倫理上の規定として「倫理憲章」を制定しています。また、倫理憲章とそれを実践するための行動基準及び業務遂行上遵守すべき法令等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員に周知しています。さらに、コンプライアンス意識を向上させる具体的な取組みとして、集合研修や部室店内での定期的な研修等の実施により、コンプライアンスの徹底に努めています。

■ コンプライアンス態勢



▼コンプライアンス委員会

取締役会から委任を受け、コンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。

▼コンプライアンスに関する審議機関

コンプライアンスに関する事項は社長執行役員を議長とするコンプライアンス会議へ報告し、審議しています。コンプライアンス会議の審議結果は、取締役会へ報告し、コンプライアンス・プログラムなど、コンプライアンスに関し特に重要な事項は、取締役会で決定しています。

▼コンプライアンス統括部門

1. コンプライアンス統括部は、コンプライアンスの統括セクションとして、コンプライアンスに係る企画・管理を行い、関係部室と緊密な連携を取りあって、商工中金のコンプライアンス態勢の構築に取り組んでいます。
2. コンプライアンス統括部に、現場におけるコンプライアンスの定着状況等の把握・指導を行う「エリア・コンプライアンス・オフィサー」を配置しています。

▼各部室店

本部の部室長および営業店長をコンプライアンス責任者とし、本部の各部室および営業店に設置するコンプライアンス担当者とともに、法令に抵触していないかなど、日常的にコンプライアンスの観点からチェックを行い、また、必要に応じ従業員に指導・研修を行っています。また、本部のコンプライアンス担当者は内部規定を制定・改正する場合には、その内容が法令やルールに適合しているか、また、社会的規範に照らして問題はないかなどの審査を行い、必要に応じ、外部専門家と相談しています。

▼コンプライアンスに関する監査

本部各部室や営業店が自ら行う自店検査などを義務付け、コンプライアンスの徹底状況をチェックするほか、他の本部のセクションから独立した監査部が、本部や営業店におけるコンプライアンスの徹底状況を監査しています。なお、監査結果については、取締役会に報告しています。

▼コンプライアンス・ハラスメントに関する相談制度

商工中金では、コンプライアンス上の問題が発生した場合に未然に拡大を防止し、早期に問題を是正するため、コンプライアンス・ハラスメントに関する相談制度（内部通報制度）を設けています。コンプライアンス統括部のほか、外部弁護士や外部事業者に相談窓口を設置し、役職員が相談しやすい体制を整備しています。

■ マネー・ローンダリング等防止に向けた取組み

2020年4月にマネー・ローンダリング等防止態勢高度化のために金融犯罪対策室を設置。関連する法規制を踏まえて、外国送金取引等の確認の徹底、お取引先の情報の整備及び特殊詐欺等犯罪の防止など、マネー・ローンダリング等の防止態勢の強化に取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等の防止態勢の強化は国際的な潮流です。今後も金融機関に対して態勢整備の強化が求められます。商工中金では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備」をトップリスクの一つに位置付け、態勢の高度化に引き続き取り組んでいきます。

日本をはじめとする国際社会にとって、マネー・ローンダリング等の対策の重要性は近年益々高まっており、商工中金においても、政府の関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリング等の手口に対応し、有効に防止することができるように対策を進めています。

また、商工中金では、贈収賄行為及び汚職・腐敗行為の防止の社会的重要性を認識し、贈収賄等を防止するための態勢を整備しています。

▼顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス）

金融機関には、マネー・ローンダリング等を有効に防止することができるよう、個々のお客さまの取引の目的や職業・事業内容などの情報を把握すること、また、その内容を最新の内容に保つことが求められています。商工中金でも、2019年度より、取引のあるお客さまに、これらの情報提供を定期的にお願ひしています。

▼外国送金

外国送金の対応にあたっては、わが国政府及び国際機関、外国政府当局から、マネー・ローンダリングや国内外の各種法規制に抵触していないか、厳格に取引内容等を確認することが求められています。そのため、商工中金でも、お取引の内容やお客さま及びご送金先の情報等について、資料等のご提出をお願いしています。

■ 反社会的勢力の排除

金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められています。

商工中金では、コンプライアンス統括部を反社会的勢力の排除に係る統括部署とし、各部室店には反社会的勢力責任者を配置する等、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備し、警察や弁護士など外部専門機関とも連携して反社会的勢力との関係遮断、取引排除に取り組んでいます。

>>> 特記事項

■ 顧客保護に対する取組み

商工中金では、お客さまへの適切かつ十分な説明（顧客説明管理）、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応（顧客サポート等）、お客さまの情報の適切な管理（顧客情報管理）、業務を外部委託する場合におけるお客さまの情報の適切な管理やお客さまへの適切な対応（外部委託管理）、及びお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理（利益相反管理）を行うため、「顧客保護等管理規程」を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しています。

例えば、融資や預金のお取引等に際し、お客さまのご理解・納得を得られるよう、丁寧に契約内容等の説明を行っています。

特に、元本欠損のおそれのある商品を勧誘する場合には、「金融商品販売にかかる勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行っています。

また、「お客さまサービスセンター」を設置し、お客さまからのご要望や苦情の受付体制を整備するとともに、寄せられたご要望や苦情について「CS（顧客満足）推進会議」で検討を行い、再発防止や業務改善に努めています。加えて「CS宣言」を制定し、公表しています。こうした顧客保護に対する取組みを適切に管理するために、顧客説明管理、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理、及び利益相反管理それぞれに応じ管理責任者を設置する等、所要の態勢を整備しています。

▼金融ADR制度への対応

2010年10月1日より、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）が開始されました。商工中金では、お客さまからの苦情、お客さまとの紛争の解決に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をウェブサイト等で公表しています。いただいた苦情等は、内容等を十分に伺い、事実関係を調査・把握したうえで関係部署とも連携を図り、すみやかな解決に努めます。お客さまからの苦情等は、他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関*をご紹介します。

*東京弁護士会・第一・第二東京弁護士会が設置・運営する紛争解決センター・仲裁センター、または証券・金融商品あっせん相談センター

▼個人情報保護に対する取組み

「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、個人情報保護に係る取組方針等に関する宣言（「個人情報保護宣言」）をウェブサイト等で公表し、厳格な安全管理体制のもと個人情報保護に取り組むとともに、継続的に改善するよう努めています。また、個人情報保護窓口において、個人情報保護に係る相談や開示請求等の手続きのご案内をはじめ、各種請求を受け付けています。

▶▶ 個人情報保護のご案内はこちらをご覧ください。

<https://www.shokochukin.co.jp/privacy/>



▼「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

商工中金では、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」について、その趣旨や内容を十分に踏まえ、本ガイドラインを尊重し、徹底を図っています。

具体的にはお客さまよりご融資の申込みをいただいた場合や、保証契約の変更・解除のお申出があった場合、保証債務の整理のお申出があった場合、事業承継等にもない経営者の変更が発生する場合には、「経営者保証に関するガイドライン（特則含む）」に則り、誠実に対応するよう努めています。

また、検討にあたってはお客さまとのリレーションを通じて把握した内容や事業性評価の内容を考慮して、総合的な判断として経営者保証を受け入れない可能性を検討するとともに、保証を提供いただく場合は、その必要性や保証契約の内容について、具体的にご説明するよう努めています。なお、必要に応じて、停止条件付連帯保証等の経営者保証に代替する融資手法を活用しています。

●内部監査態勢

内部管理態勢の適切性・有効性等を検証するため、他の本部各部から独立し、社長執行役員直属の内部監査部門として、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っています。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店や子会社の経営管理や運営状況等の適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでいます。資産監査では、自己査定及び償却・引当の適切性や信用格付の正確性の監査を実施しています。

なお、内部監査は、監査等委員会の事前承認を経て取締役会で承認された中期監査計画・年度間の内部監査方針に基づき実施しています。監査結果は、社長執行役員を議長とする内部監査会議または経営会議を経て取締役会に定期的に報告するとともに、監査等委員会にも報告・意見交換を行っています。また、内部監査方針は経営陣との意見交換等を踏まえて、定期的な見直しを実施しております。

●危機管理態勢

「BCP基本規程」を制定し、防災に関し、商工中金及び役員がとるべき対策を定めるとともに、災害発生時にすみやかに商工中金の機能を回復することによって業務の円滑な遂行を図り、業務停止による経営上のリスクを最小限に抑止する態勢を整備しています。

●重要事実の開示に関する方針

商工中金は、中小企業による中小企業のための金融機関として、経営の透明性を高め、アカウントビリティを的確に果たすとともに、株主、中小企業者、投資家及び預金者等の皆さまから一層のご理解・ご信頼をいただけるよう、事業活動や財務の状況等について、公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。

この基本的な考え方にに基づき、重要事実にかかわる情報開示のあり方について対外的に公表するとともに、商工中金の役員に周知し適切な運営を図っていくことを目的として、「重要事実の開示に関する方針」を以下の通り定めています。

1. 重要事実の定義

商工中金は国内外の関係法令等で開示が求められている事項はもとより、株主、中小企業者、投資家及び預金者等の皆さまの判断に大きな影響を与えると思われる情報については、公表すべき重要事実と位置付けます。

2. 開示の方法

重要事実の開示は、原則開示の日に商工中金ホームページに掲載する等、公平な情報開示に努めます。

3. 将来情報の取扱い

商工中金が開示する予想、戦略、方針、目標等の将来の見通しに関する記述は、開示時点において入手可能な情報に基づいており、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。

4. 投資判断について

商工中金が行う情報開示は、商工中金へのご理解を深めていただくことを目的としており、商工中金が発行する有価証券等についての勧誘を目的とするものではありません。投資等に関する決定はご自身の判断において行ってください。

5. 内部体制整備

商工中金は本方針に則り、必要となる内部体制の整備・充実に努めます。また、情報開示にあたっては、経営会議における審議・協議を適切に反映します。

●ディスクロージャーの状況

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業のご報告 ・事業報告 ・計算書類 ・連結計算書類 ・附属 明細書 ・会計監査報告 ・監査報告	営業店に備付け、ウェブサイト	毎年6月
統合報告書兼ディスクロージャー誌 (中間ディスクロージャー誌)	営業店に備付け、ウェブサイト	毎年7月(毎年1月) ※2025年3月期の統合報告書(本編) はディスクロージャー誌と分けて公表予 定
有価証券報告書(半期報告書)	EDINET、本店・大阪支店に備付け、ウェブサイト	毎年6月(毎年12月)
パーゼル規制関連比率	ウェブサイト	毎四半期
サステナビリティレポート	ウェブサイト	毎年3月

(注) 株式会社商工組合中央金庫法、会社法、金融商品取引法による開示資料です。

>>> 役員一覧

>> 取締役

代表取締役社長 兼 社長執行役員
グループCEO

関根 正裕
せきね まさひろ

取締役常務執行役員
ファイナンス本部長

中塩 浩幸
なかしお ひろゆき

社外取締役

大久保 和孝
おおくぼ かずたか

社外取締役

有馬 充美
ありま あつみ

取締役（監査等委員）

寺内 真彦
てらうち まさひこ

社外取締役（監査等委員）

小粥 純子
こがゆ じゅんこ

社外取締役（監査等委員）

石川 貴教
いしかわ たかのり

取締役副会長

牧野 秀行
まきの ひでゆき

取締役常務執行役員

ソリューション本部長 国際・資金証券本部長
山田 真也
やまだ しんや

社外取締役

石黒 不二代
いしぐろ ふじよ

社外取締役

夜久 敏和
やく としかず

取締役（監査等委員）

早川 美佳
はやかわ みか

社外取締役（監査等委員）

川村 雄介
かわむら ゆうすけ

》 執行役員

専務執行役員
産業革新本部長

鍛冶 克彦
かじ かつひこ

常務執行役員
グループCCO兼CRO
リスク管理本部長

山口 智之
やまぐち さとし

常務執行役員

木村 光孝
きむら みつたか

常務執行役員
カスタマー本部長

佐野 吉浩
さの よしひろ

執行役員（監査部長）

山中 秀彦
やまなか ひでひこ

執行役員（キャリアサポート部長）

田中 広郎
たなか ひろお

執行役員

（神奈川営業部長（横浜支店長 兼 川崎支店長 兼 横浜西口支店長））

小山 君一
こやま きみかず

執行役員（財務企画部長）

松橋 正三
まつはし しょうぞう

執行役員（経営サポート部長 兼 コンサルティング室長）

高橋 大輔
たかはし だいすけ

執行役員（産業戦略部長）

田岡 靖之
たおか やすゆき

執行役員（営業部長 兼 神田支店長）

鈴木 巖道
すずき いわみち

専務執行役員
グループCTrO兼CDIO
デジタル・システム本部長 オペレーション本部長

牧浦 真司
まきうら しんじ

常務執行役員

佐藤 淳
さとう あつし

常務執行役員

国際・資金証券副本部長

高畑 和憲
たかはた かずのり

常務執行役員

コーポレート本部長

垂石 享
たれいし とおる

執行役員

（デジタル戦略部長 兼 ビジネス基盤事業室長 兼 企業変革推進プロジェクトチーム部長）

中島 秀記
なかじま ひでき

執行役員（東京支店長）

二岡 勝
ふたおか まさる

執行役員（名古屋支店長 兼 熱田支店長）

斉藤 篤人
さいとう あつひと

執行役員（リスク統括部長）

山崎 久義
やまさき ひさよし

執行役員（RM推進部長 兼 金融法人室長）

阿曾 延晃
あそ のぶあき

執行役員（業務改革部長 兼 システム部長）

中田 直之
なかた なおゆき

執行役員（大阪支店長 兼 梅田支店長 兼 箕面船場支店長）

村山 裕昭
むらやま ひろあき